

議案第 69 号

平成 26 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 27 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

平成26年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成26年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成26年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

平成27年7月22日（水）・23日（木）・24日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額140億2,080万6,137円、歳出総額137億3,397万9,203円で、歳入歳出差引残額2億8,682万6,934円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成26年度は継続費逡次繰越額が1,118万9,989円、繰越明許費繰越額が772万1,000円生じたため、実質繰り越す財源は2億6,791万5,945円となる。

歳入の状況は、収入済額が140億2,080万6,137円で、前年度と比較すると0.32%、金額にして4,472万9,483円の増であり、調定額143億4,111万9,000円に対する収入率は、97.77%である。

収入済額全体の47.74%を占める町税の収納率は95.48%で、前

年度の95.27%より0.21ポイントの増である。

町税の不納欠損額は4,154万9,731円で、前年度と比較すると71.69%の増である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は2億7,638万4,043円で、前年度と比較すると6.80%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が137億3,397万9,203円で、前年度と比較すると2.08%、金額にして2億7,955万9,727円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は97.52%で、翌年度繰越額が6,229万9,989円生じたので、不用額は2億8,731万9,808円である。

決算額に占めるおもな科目の割合と事業内容は、民生費が全体の34.40%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び臨時福祉給付金等、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等がおもなものである。

次に、教育費が16.80%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、臨時雇賃金等、中学校費では、瑞中校庭芝生化工事、二中除湿温度保持機能復旧工事、社会教育費では、(仮称)新郷土資料館の展示製作委託料、建設工事及び備品購入費、耕心館指定管理者委託料等がおもなものである。

次に総務費が15.91%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金、旧庁舎(A棟)解体撤去等工事及び旧庁舎移転計画に伴う庁舎改修工事等がおもなものである。

次に土木費が13.41%を占め、道路橋りょう費では道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事、交通安全施設設置工事等がおもなもので、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、都市計画道路3・5・24号線築造工事に係る工事請負費、用地取得費、物件補償費、下水道事業特別会計繰出金、公園管理委託料等がおもなものである。

以下、衛生費10.06%、消防費4.22%、公債費2.80%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成26年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。特に瑞穂第二中学校の空調設備に関しては、国の補助が見込めなくなった際、都の補助金を獲得し充当するといった柔軟な資金繰りについては、大変評価できる。また、瑞穂中学校の校庭芝生化は、都内の中学校でも類を見ない大規模な事業であり、今後の活用に大きな期待をするところである。引き続き、将来を担う子どもたちのために、限られた財源の中で教育関係施策を効率的に実施することを望む。

また、平成25年度からの継続で「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」の中核施設として、約12億円をかけた新郷土資料館が完成した。平成26年11月の開館以来、多くの方が来場され、町の自然・文化・歴史に触れていただいていることは高く評価できる。今後は、耕心館と一体となった指定管理者制度のメリットを活かし、より一層充実した施策を講ずることを望む。

そして、新庁舎建設に関しては、住民サービスの向上につながる公共施設にしていくために、適正な建設計画と資金計画のもと早期の実現を望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月22日に受けたため、24日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

平成27年8月6日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町監査委員 原 島 茂 樹

同 石 川 修

瑞穂町議会

議長 高水 永雄 様

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.13)	— (19.13)	—1.1 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：— 4.75%

連結実質赤字比率：— 6.22%

将来負担比率：— 84.1%